

○国立大学法人埼玉大学教育機構規程

〔平成24年6月21日〕
規則第13号

改正 平成25. 7. 25 25規則8 平成28. 3. 17 27規則70
令和2. 3. 26 元規則43 令和4. 3. 17 3規則41
令和5. 3. 16 4規則59 令和5. 6. 22 5規則14

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第6条第2項の規定に基づき、教育機構に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教育機構は、本学における教育にかかる企画・実施及び学生支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 教育機構においては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育の企画・立案及びその実施並びに評価及び改善
- (2) 地域社会・市民社会との連携に関する企画・立案及びその実施並びに評価及び改善
- (3) 全学の教員養成の企画・立案及びその実施並びに評価及び改善
- (4) 入学者選抜の企画・立案及びその実施並びに評価及び改善
- (5) 学生に対する総合的支援の企画・立案及びその実施並びに評価及び改善
- (6) 保健管理の企画・立案及びその実施並びに評価及び改善

(教育企画室及びセンター等)

第4条 教育機構に、前条に掲げる業務を遂行するために、次の組織を置く。

- (1) 教育企画室
- (2) 基盤教育研究センター
- (3) 英語教育開発センター
- (4) 日本語教育センター
- (5) 教員養成支援センター
- (6) アドミッションセンター
- (7) キャリアセンター
- (8) 学生生活支援室
- (9) 障がい学生支援室
- (10) 保健センター

2 前項の組織に関する事項は、別に定める。

(機構長)

第5条 教育機構に機構長を置き、学長の指名する理事又は副学長をもって充てる。

2 機構長は、教育機構を統括する。

(副機構長)

第6条 機構長の下に副機構長2人を置き、教員の副機構長は本学の専任教員、事務職員の副機構長は学務部長をもって充てる。

2 教員の副機構長は、学長が委嘱する。

3 副機構長は、機構長の命を受けて、教育機構を統括補佐する。

4 教員の副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、教員の副機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第7条 教育機構の事務は、学務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成25. 7.25 25規則8)

1 この規程は、平成25年10月1日から施行する。

2 共生社会教育研究センターは、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までの間、存続するものとする。

附 則 (平成28. 3.17 27規則70)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2. 3.26 元規則43)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4. 3.17 3規則41)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5. 3.16 4規則59)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5. 6.22 5規則14)

この規程は、令和5年6月22日から施行する。